

記載事項証明書【納税に関する事項】
(簡易登録用)

納税義務者等 (証明を受ける法人又は個人)

住 所	
ふりがな 氏 名 (法人名)	印 (法人代表者印)

申請者 (代理人) 郵送による申請の場合は記入不要

住 所	
氏 名	

(以下、記入しないこと)

使用目的	簡易登録申請添付書類		
本人確認	①免許証	②保険証	③その他 ()

上記の目的に使用するため、税について下記事項の証明を請求します。

税 目	証明事項		備 考		
	未納なし	該当なし			
法人市民税					
市県民税	普通徴収				
	特別徴収				
固定資産税・都市計画税					
軽自動車税					
国民健康保険税					

上記のとおり相違ないことを証明します。

証明書番号	
-------	--

平成 年 月 日

千葉県野田市長 鈴木 有

<注意事項>

- ①証明事項の「未納なし」には市税に未納がない場合に、「該当なし」には市税が課されていない場合に税目ごとに確認印が押されます。なお、市税が納められていない場合には証明書は交付されません。
- ②本証明書は簡易登録申請に添付する記載事項証明書です。納税義務者等の欄に記入、押印のうえ、野田市役所本庁舎収税課で証明を受けてください。証明を受けていないものは、書類不備となります。証明事項欄、備考欄は収税課職員が記載しますので、記入しないでください。
- ③納税義務者が法人の場合は実印 (代表者印) を押印します。個人の場合は押印は不要です。申請の際は本人確認のため、申請者の免許証等の提示をお願いします。

- ④納税義務者が個人の方で、申請者が代理人の場合には委任状（任意様式）が必要です。（納税義務者が法人の場合には、代表者印を押印していただきますので委任状は不要です。）
- ⑤申請者と納税義務者が同じ方の場合や郵送による場合は、申請者の欄への記載は不要です。代理人による郵送申請はできません。
- ⑥委任状の様式は任意ですが、市ホームページの申請書ダウンロードのページに様式がありますので参考にしてください。
- ⑦郵送で証明を受ける場合は、以下のものを野田市役所企画財政部収税課に送付してください。
- ・記載事項証明書【納税に関する事項】（証明を受ける方等の必要事項を記載し押印する）
 - ・証明手数料300円分の郵便定額小為替
 - ・免許証等の写し（個人の場合）
 - ・返信用封筒（返信先を記載し、切手を貼る）
- <送付先>
- 〒278-8550 野田市鶴奉7-1
野田市役所企画財政部収税課収納係 宛

【 証明書の交付申請については、次のとおりご協力をお願いします 】

- ①. 金融機関等の窓口で納付いただいた場合
納付された日から野田市収税課で入金確認ができるまで約10日程度必要となります。この間に交付申請をされた場合は、この納付分が証明できませんので、当該納付領収書をご持参ください。
- ②. 口座振替により納付いただいている場合
振替日から野田市収税課で入金確認ができるまで約7日程度必要となります。
この期間に交付申請をされた場合、証明書（未納なし）の交付ができませんので、この期間を考慮のうえ申請をお願いします。
- ③. 市税を分納誓約により納付されている場合
納税証明書は分納誓約の履行に関わらず、納期限（納税通知書の納期）を過ぎて納付がされていない場合は証明書（未納なし）の交付はできませんので誓約書等でご確認をお願いします。
- ④. 固定資産を共有されている場合
固定資産税は共有分も証明の対象となります。共有代表者が未納となっている場合証明できません。